

京都市訓令甲第12号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年11月21日

京都市長 門 川 大 作

別表市民税課長，固定資産税課長及び課税課長の項中「市民税課長，」を削る。

附 則

この訓令は，平成26年11月25日から施行する。

(行財政局人事部人事課)